

独立行政法人国立病院機構 都城医療センター附属看護学校  
白埴会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 独立行政法人国立病院機構都城医療センター附属看護学校（以下「母校」という）同窓会を白埴会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互の連携と親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

(会 員)

第 3 条 本会の会員は、次の 2 種とする。

- (1) 正会員 独立行政法人国立病院機構都城医療センター附属看護学校卒業生とする。卒業と同時に自動的に正会員となる。
- (2) 特別会員 母校の現職員及び旧職員とする。

(事務所)

第 4 条 本会は、事務所を母校に置く。  
(所在地) 都城市祝吉町 5033 番地 1

第 2 章 役 員

(役 員)

第 5 条 本会は、下記の役員を置く。

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 会長 1 名     | (2) 副会長 1 名 |
| (3) 理事 各回生 1 名 | (4) 書記 1 名  |
| (5) 会計 1 名     | (6) 監事 2 名  |

(役員を選出)

第 6 条 役員を選出方法及び任務は次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、会計、書記は原則として回生順送りとし、書記→会長→副会長とする。  
会計は会長が任命し、総会にて承認を得る
- (2) 理事は、各回生のなかから 1 名選出する。
- (3) 監事は、理事会で選任する。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は、以下の通り実施する。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括し、学校行事参加や弔電を担当する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代行する。

- (3) 理事は、各回生から1名選出し、回生の意見をまとめ代表として理事会に出席する
- (4) 書記は、各会議の議事録を作成し、会長に提出する
- (5) 会計は、本会の会計を執行する
- (6) 監事は本会の業務、財産状況及び収入・支出の状況を監査する。

(役員報酬)

第8条 下記役員について役員報酬を以下の通りとする。

会長	20,000円	副会長	5,000円
会計	5,000円	書記	5,000円
監事	2,500円		

(顧問)

第9条 本会に特別会員より顧問を置く。顧問は、母校の現職学校長と教育主事とし、会長が委嘱する。顧問は、本会の運営にあたり相談役となる。

(役員任期)

第10条 役員任期は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、書記、監事の任期は1年とする。
- (2) 理事の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- (3) 役員(会長を除く)に欠員が生じた場合は、理事会の承認を得て、会長が任命することができる。

### 第3章 会議

(会議)

- 第11条 1. 本会は、総会、理事会及び役員会の3種とし、総会は、定例総会と臨時総会とする。
2. 総会は、白埴会の最高決議機関であり、正会員をもって構成する。
3. 特別会員は、役員になること、総会の表決に加わることはできない。但し、特別会員が卒業生の場合は正会員としてその限りではない。

(総会)

- 第12条 1. 定例総会は、年に1回開催する。
2. 臨時総会は、会長及び理事会が必要と認めた時、会長がこれを召集する。

第13条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 会則改正
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 役員改選
- (5) その他、提出議題の議決

第14条 総会の議長及び副議長は、会議の構成の正会員から選出する。

第15条 総会の議決は、会議の出席会員の過半数で決議する。可否同数の場合は議長が決める。

(理事会)

第16条 理事会は、役員で構成し、総会に次ぐ決議機関として会長が必要に応じて召集する。

また、必要に応じて会長が認めた関係者も出席することができる。

第 17 条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 白埴会運営上必要な事項で、総会の決議を要しない事項
- (4) 会員の慶弔に関する事項

第 18 条 理事会の議長及び副議長は、会議の構成人員から選出する。

第 19 条 理事会の議決は、会議出席役員の過半数で決議する。可否同数の場合は議長が決める。

(役員会)

第 20 条 本会に役員会を置く。役員会は、会長、副会長、書記、会計、監事をもって組織する。

第 21 条 役員会は、本会の審議機関として、必要に応じて会長が召集し会長が議長となる。  
役員会には、会長が必要と認めた関係者も出席することができる。

(書面表決)

第 22 条 理事会及び総会の開催が困難な場合は書面表決での決議を行うことができる。

第 23 条 理事会及び総会の開催が困難かの判断は役員会にて決定する。

第 24 条 書面表決時の議決権を有するのは理事及び役員とする

第 25 条 議決は有効投票数の 3 分の 2 以上で決議する。

## 第 4 章 会 計

(会 計)

第 26 条 本会の資金は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあたる。

(会 費)

第 27 条 本会の正会員は、終身会費 5,000 円を卒業時に納入する。

第 28 条 会費の増額をする場合は、総会の承認を、また臨時徴収をする場合は理事会の承認を得なければならない

(会計年度)

第 29 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(決算報告)

第 30 条 総会において決算報告及び監査報告をしなければならない。

## 第 5 章 雑 則

第 31 条 正会員死亡並びに特別会員、講師の死亡については、正会員に準じて弔電を送り弔慰を表す。弔電並びにそれに類似することがらは役員に一任する。

第 32 条 母校の入学式、卒業式、誓いの式等の祝事に学生へ記念の品を贈り祝意を表す。

第 33 条 本会に次の帳簿を置く。

- (1) 会員名簿
- (2) 会議記録簿
- (3) 出納簿

\*会議録簿及び出納簿は5年間保管しなければならない。

第34条 正会員はその住所・氏名を変更した場合は、直ちに各回生の理事を通して会長に報告しなければならない。

## 第6章 細 則

(委 任)

第35条 この会則に定めるもののほか、白埴会の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

付 則

1. この会則は昭和38年5月26日より実施する。
2. この会則は昭和60年11月23日より実施する。
3. この会則は平成3年11月4日より実施する。
4. この会則は平成9年11月8日より実施する。
5. この会則は平成14年5月6日より実施する。
6. この会則は平成22年5月29日より実施する。
7. この会則は平成24年5月26日より実施する。
8. この会則は平成26年5月24日より実施する。
9. この会則は平成28年11月26日より実施する。
10. この会則は令和2年5月23日より実施する。
11. この会則は令和3年5月22日より実施する。
12. この会則は令和6年5月25日より実施する。
13. この会則は令和7年5月24日より実施する。

独立行政法人国立病院機構 都城医療センター附属看護学校

白埴会 会則細則

(会則細則の目的)

第1条 この白埴会会則細則は、独立行政法人国立病院機構都城医療センター附属看護学校同窓会（以下「白埴会」という）会則第35条の規定に基づき、白埴会運営に必要な事項を定める。

(会員)

第2条 白埴会の入会は母校卒業時に自動的に入会となり、氏名、卒業後の住所等を会長に届け出る。

第3条 白埴会終身会費5,000円を卒業時に納入する。領収書を各自に発行する。

第4条 正会員、特別会員並びに講師死亡の報は直ちに各回生の理事または会長へ報告する。

第5条 正会員、特別会員並びに講師死亡の場合、弔電金額、内容は役員に一任する。また、講師の範囲は役員に一任する。

第6条 正会員は氏名、住所を変更した場合は、各回生の理事に連絡しなければならない。理事は総会前に新名簿を作成し、管理する。

(役員)

第7条 正会員は、総会の年に自分の回生の理事を選出し、会長に届け出なければならない。

第8条 役員引継ぎは引き継ぎ書を作成し、会議録、会計帳簿、同窓会財産、物品等を確認する。

(総会)

第9条 総会は年に1回開催する。原則5月開催とするが、日程の決定は理事会に一任する。

(会計)

第10条 会計は、収入は終身会費とし、総会運営費、各会議運営費、慶弔費、事務費、母校の祝事（入学式、誓いの式、卒業式等）の出費に活用する。

第11条 役員、理事を支給の対象とする。

役員においては、役員会、理事会及び学校行事参加、理事においては、理事会参加の場合に支給する。（都城・三股 500円 その他 1,000円）

第12条 白埴会の通帳は、会計担当者の名義とする。

(会議記録)

第13条 会議及び総会記録は、会議の種類別に記録し、会長の認印を受けたものを所定の場所に保管する。

付 則

この会則細則は、平成28年11月26日から実施する

この会則細則は、令和2年5月26日から実施する

この会則細則は、令和6年5月25日より実施する

この会則細則は、令和7年5月24日より実施する

この会則細則は、令和8年5月23日より実施する